

指定決定後の流れ

(1) 事業着手届 提出 【申請企業】

- ・事業着手後、速やかにご提出が必要になります。
- ・HP内の提出書類からダウンロードいただき、申請フォームよりご提出をお願いいたします。

※ 事業着手日 → 奨励金の対象とする家屋、償却資産の中で最初の契約・発注日



(2) 操業開始届 提出 【申請企業】

- ・操業開始後、速やかにご提出が必要になります。
- ・HP内の提出書類からダウンロードいただき、申請フォームよりご提出をお願いいたします。

※ 操業開始日 → 奨励金の対象とする全ての資産の中で、最後に支払いを行った日

※ 操業開始日が近くになりましたら、交付申請の流れをお伝えするため、ご一報をお願いいたします。

TEL : 0565-34-6641



(3) 交付申請書 提出 【申請企業】

- ・交付申請時に必要な支払い関係書類が整いましたら、HP内の提出書類からダウンロードいただき、申請フォームよりご提出をお願いいたします。



審査 【市】



交付決定通知書 発送 【市】



(4) 請求書 提出 【申請企業】

- ・HP内の提出書類からダウンロードいただき、申請フォームよりご提出をお願いいたします。



奨励金 交付 【市】

(1) 交付金額が5億円以下の場合 → 1億円/年 上限で支払い、最終年度は端数を支払い

例) 交付金額 3億5,000万円の場合

1～3年目→1億円/年、4年目 → 5,000万円

(2) 交付金額が5億円超の場合 → 2億円/年 上限で支払い、最終年度は端数を支払い

例) 交付金額 7億5,000万円の場合

1～3年目 → 2億円/年、4年目 → 1億5,000万円